

意見書案第8号

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

” 木 庭 理香子

” 田 村 伸一郎

” 重 富 達 也

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書

現在、国では、我が国の大都市制度について、指定都市における二重行政の解消や地域の実情に応じた迅速な意思決定の実現を図る観点から、指定都市が道府県の区域外となり、国が担う事務を除く地方自治に関する事務と税財源を一体的に担う特別市制度の法制化に向けた議論が進められている。

本市を始め、横浜市及び相模原市の県内3指定都市は、全国的な人口減少の加速、深刻化する人材不足や地域間の偏在、自然災害の頻発や激甚化など自治体運営が直面する課題がかつてないほど複雑化する中、指定都市の住民は、日常生活に密接に関わる行政サービスの多くを当該指定都市から受けている一方、負担する道府県税の応分受益を受けられておらず、県民税については受益と負担の関係にねじれが生じていることから、長年にわたり、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、特別市制度の早期実現を求めてきた。

本市議会においては、こうした問題意識のもと、これまで特別市制度の法制化を求め、国に対し意見書提出を始め、働きかけてきたほか、本市全町内会連合会からも特別市制度の早期法制化を求める要望が寄せられており、神奈川県においては、県民でもある指定都市の住民の声を真摯に受け止めることが求められている。

現在、国では、第34次地方制度調査会において、特別市制度を含む大都市地域の行政体制の在り方について検討が進められているが、神奈川県は、令和4年3月16日に特別自治市構想に対する県の見解を公表し、特別市制度について課題や懸念があるとの立場を示し、本年5月12日には県内3指定都市を除く16市長からの特別市の法制化反対の要望書を受領したことを公表した。

これに対し、県内3指定都市の市長は、5月13日に共同で緊急声明を公表し、県の主張は、特別市制度全体に対する理解の方向性を誤らせ、結果として、県内市町村と指定都市との分断を助長しかねないものであり、行政目線の対立ではなく、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が行われることが必要であると訴えた。

特別市は、現行の指定都市とは異なる新たな地方自治制度であり、その検討に当たっては制度の利点や課題について、県民に正確で分かりやすい情報提供を行い、十分な理解を得ることが不可欠である。

よって、県におかれては、特別市制度について県民の適切な理解を促進するとともに、県内3指定都市との間で、住民福祉の向上を最優先とした丁寧かつ冷静で建設的な議論を推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て